慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条 : 黎明会研究に関連して
Sub Title	On problems in the applications of Police-Security Act of 1900 to the walkout of Tokyo Ordnance Factory
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1992
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.65, No.1 (1992. 1) ,p.41- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	十時嚴周教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19920128-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

治安警察法は明治三十三 (一九〇〇) 二、東京砲兵工廠同盟罷業小史(大正八年) 3、2、同盟罷業Ⅱ)(II) 1、小石川労働会結成 東京砲兵工廠 問題の所在 語 黎明会研究に関連して―― 問題の所在 の同盟罷業と治安警察法第十七条

中

村

勝

範

団体を作らしては如何という発言をし、その年に内務省入りをした松村光麿、安倍源基、 れを存続させた。 労働者の団結権を阻害するといわれてきていた治安警察法第十七条は撤廃されて然るべきである。しかるに政府はこ 却テ宜シカラウ」と答弁し、結局、労組を組織することは「勝手次第」とも答弁した。これらの内相答弁にそって川(3) 三日にも、 働組合に関する規定はないのであるからそれの結成を認めるも認めぬも無い、自然の発達に任せるといい、 鼠両端の陋態をしめした。たとえば床次竹二郎内相は大正八 (一九一九) 年一月二十九日の衆院予算委員会において労 社会政策学会が廃止論を唱え、国民経済調査会もまた同様の決議をすると、 発足させ、そこでは労働組合法、 ある。七月頃、(4) しないと公言していた。存続させる以上、必要とする時を予想しているはずであるが、適用しないというのであるか 村竹治警保局長は労組の設立は、全く自由である、とまで断言した。かように労組の設立が全く自由であるならば とく治安警察法第十七条の存廃論をめぐり、 労組は禁止もされず、 認められても居らず、 自由にできるわけであり、「自然ノ発達ヲ待ツト云フコト 内務省警保局には事務官南原繁がおり、 ただし、政府当局者は治安警察法第十七条を「抜かぬ太刀」であるといい、これを労働 当時、 内務省は、 労働争議調停法、 存廃論をめぐり結論を出すことができなかったのである。 ハムレットのごとく悩んでいたのは大正八年初頭から同年八月頃までで 治安警察法第十七条の撤廃を一連のものとして取り扱っていたと 労働問題は治安警察法による取締の対象に加えず、 原内閣の閣僚、 伊藤義文を加えて調査室を 官僚の少なくない者が首 内務省が、 運動に適用 同年二月 かくのご 労働者の

盟罷業に治安警察法第十七条が適用されたと司法省刑事局長は語っている。 また八月上旬には 日本電気株式会社 というわけでは 針を適用の方向へ転換させる直接の動機となった。もっとも、砲兵工廠事件以前に治安警察法第十七条の適用は皆無 大正八年夏、 ない。 軍直轄の東京砲兵工廠の労働者が大同盟罷業をしたが、これが政府の治安警察法第十七条不適用 服部時計店精工舎 (東京)、 愛知織物株式会社 (名古屋市外千種)、 九州の炭礦会社等における の方 (東

あるから方針は明白に変更されたのであり、 律を適用することにより、 れたことは後述する。 ぬはずの太刀が抜かれたとは批判されなかった。これに対し砲兵工廠事件において多数の労働運動指 月 中 旬 には大島製鋼株式会社 しかしながら、 政府自身が適用しない治安警察法第十七条を適用したし、 これらの場合における十七条の適用について、 (東京府南葛飾郡大島町) 政府自身、 方針が の争議に 「一変」したと述べるようになる。 おいて、 į, ずれも治安警察法第十七条が 今後も適用すると明言したので 政府の方針が転換したとか、 導者にこの :適用 抜

開の分野である。(8) は 東京砲兵工廠同盟罷業史のデッサンをすることである。 究明である。本稿の目的の第一は、 究を困難にしているのかもしれない。 していたことが、 未開の分野であった。とりわけ本稿との関係でいえば、砲兵工廠の同盟罷業の研究そのものが、これまたまったく未 年である。何故、 不 の作業を抜きにして、大正八年十月二十三日に黎明会が開催した「治安警察法第十七条の研究」を位置づけること た治安警察法第十七条が、 かようにして大正八年は内務省当局が、 可能である。 戦前は軍直轄の砲兵工廠の同盟罷業ということで当事者が語らず、評論家が触れず、 適用しないと言明し、 本稿もまた大正期中葉における民主的知識人の集団であった黎明会研究上必要な準備作業である。 罷業に関する資料の蓄積と研究の基礎を欠くことになり、 いかなる理由により適用されるように方針が変更されたかを考察することである。 同盟罷業の全過程を日誌的に整理し、 したがって、まず試みられなくてはならぬことは、 それがいかなる理由により再び適用するに至ったかを究明した学問 治安警察法第十七条を適用しないと言明しながら、 目的の第二は、 デッサンの過程において適用しないとされて 記述することである。 このことが第二次大戦後、 砲兵工廠の じつはそれを適用 つまり大正八年夏の 同盟罷 この 研 究者が 問 業の 的 題 実態 の 敬 究は した 研 遠

 $\widehat{1}$ 平成2年12月)、 稿 九九一年三月)。 「労働者と知識 同じく拙稿 「衝撃と反応 治安警察法第十七条をめぐり ――治安警察法第十七条をめぐり― (慶應義塾大学法学研究会編 (慶應義塾大学法学研究会編 『法学研究』 第63卷第12 『教養論叢』第

- 衆院予算第二分科(内務省所管)会における高木正午の質問に対する内相答弁(臨川書店『帝国議会衆議院委員会議事録 第四一回議会() 大正七・八年』(昭和五十八年四月五日 三五九頁)。
- 3 二月三日の衆院予算委員会における片岡直温の質問に対する内相答弁 (右同 三六六頁)。
- (4) 前掲註1拙論を参照。
- 5 年五月十五日)。 安田浩「政党政治体制下の労働政策――原内閣期における労働組合公認問題――」(『歴史学研究』第四二〇号 一九七五
- (6)「十七条適用の 実例/豊島司法刑事局長の 談」(『東京日日新聞』大正八年九月十五日)を『日本労働年鑑 職工柴山俊、石川菊雄二名が警視庁に拘引された事件と、六月七日の愛知織物株式会社における職工二十名の検挙事件を指す ものと思われる。九州における炭礦事件は不明。 (大原社会問題研究所編 法政大学出版局 一九二〇年五月二八日 二一頁)で探すと六月二日の服部時計店精工舎における 大正9年版』
- ――」(『労働運動史研究62号―黎明期の日本労働運動の再検討―』〈一九七九年四月二十五日〉) 極く概括的・初歩的なものとして上井喜彦「第一次大戦直後の労働政策――治警法一七条の解釈・適用問題を中心として がある。
- その他の頁に散在して記載されている。 唯一の記録として前掲『日本労働年鑑 大正9年版』があり、「東京砲兵工廠の労働争議」は七七頁から八七頁までと、

二、東京砲兵工廠同盟罷業小史(大正八年)

、小石川労働会結成

小石川・伝通院にて挙行、工廠の労働者二万五千人中七百人が参加した。会長に芳川徹(哲)が就任、その綱領は一方(3) 要求し、これに関連するトラブルが生じた。とりわけ小銃製造所の労働者が活発な動きをしめし、かれらはやがて砲 具製造所職工とも連合して八月三日、小石川労働会を結成した。日本最初の官業組合である。発会式 大正八年七月二十五日頃より東京砲兵工廠精器製作所精密工場及び小銃製造所における労働者が増給、臨時手当を (第一回大会) は

おける労組や政党にして民主主義を目ざすものは、矛盾する方針を掲げがちである。小石川労働会もまた双頭の蛇と において「皇室を尊奉し、 資本と労働の対立という階級主義は組織内の組合員を結束させるための檄である。民主主義の未熟な国家社会に を確認していた。尊皇国家主義は労組が私利私欲のために結んだ私党でないことを外に対して主張する宣言であ 国家中心主義」により労働者の責任を自覚せしめんとし、 他方において 「資本と労働 の対

八月十七日

してスタートし、

初めのうちは資本と労働の対立という意識にウエイトを置くことにより運動を主導した

倍額を支給、(四) 名の役員を選出した。 十名の役員は芳川(徹)、小倉(名前不明)、清水(信一)、安達(和)ら、さきの決議採択と同時に解雇さ 三割増給、等を工廠側に要求することを決議した。その後、五十名からなる幹部会、その中からさらに中心となるべき十 間労働、残業は二時間以内に制限、(三)日曜日は安息日として日給を支給し、やむを得ず労働につかせる場合は日 (以上、王子十条現業員)であった。役員は決議に添える陳情書を作成し、翌十八日、田中義一陸相を訪問することにした。 れた四名をはじめ、新井(文章)、窪田(松太郎)、酒井(恒次)、土井(名前不明)(以上、砲兵工廠現業員)、大熊(明治郎)、大泉(武雄) 小石川労働会は、第二回大会を開催し、(一)陸軍諸工廠に通勤する労働者よりなる小石川労働会の承認、 成年男子労働者は二十五銭、未成年者及び女子労働者は二十銭増給、(五) 請負単価は常備給に準じ 給 時

八月十八日

する、 求をし、 に対しても希望した。 佐少佐より仲裁的説諭を受けた。芳川会長は説諭を受けながらも、 労働会役員が陸相に陳情する予定の日である。 という返答を得た。労働側は陸相の同情を得ることができたと受けとった。そのように楽観的であったからこ 陸相からは 「諸君の心情は善く了解している」、なお調査をし、 芳川会長が憲兵隊へ出向いている間、 午前九時、 芳川会長は憲兵隊へ同行を求められ、 会長を除く役員九名は田中陸相に会見し、 なお決議の全条件を当局が受容することを憲兵隊 手落ちがあれば労働者側の意に協うように 麴町 憲兵分隊長岩

会側が比較的積極的であったのはこの頃までであった。

そ、 分隊長に提出するとした。 した者の中解雇した職工の復職、 労働会指導部は、 工廠側に対し、 小石川労働会は自己の要求を主張することに積極的であった。 (三労働会の蒙った損害への慰藉料の支払、 一労働会第二回大会決議の実行、 口小石川労働会設立及び賃上げ両運動に の三項の決議をし、これを岩佐麴町 しかしながら、 小石川労働 参加

2、同盟罷業(I)

八月十九日。

小石川労働会指導部は労働者の決議をもって岩佐憲兵分隊長に陸軍省もしくは工廠との調停を依頼しようとし、

八月二十日。

ず十九日に岩佐憲兵分隊長と交渉をしたが不調に終った。

及ぶ所ではなく、「幹部一同泣血期の如く」にあるという建白書を労働会役員は陸相に送付した。(印) 日)した上に運動に参加する労働者は解雇するという通告をした。このため労働者は憤怒の極にあり、(こ) は不得要領かつ冷淡で、 の意識を統一し、 がかように緊張してくると憲兵、 硬化しだしたのである。 労働会代表は再び田中陸相に面会を求めたが不在であった。 小石川労働会の中堅とされていた砲具部の結束力が楽観を許さぬ形成となった。 組織の崩壊を防止する一方法として同盟罷業の決行がある。 その上高圧的であった。 砲兵工廠は労働会の役員新井文章を解雇(八月二十日)、ついで大竹三五郎を解雇(八月二十一 警官の警戒は厳しくなる。強い圧力を受けた幼弱な組織は、 山梨半造陸軍次官に面会を求めたところ、拒否された。陸軍当局は 代って兵器局長である筑紫熊七中将と面会したが答え 労組が分裂しようとする労働者 脆弱な部分から崩れだ 労働会内部 幹部の鎮撫の の 状況

八月二十二日

46

職

取締 占 員は同盟罷業への突入を組合員に訴えた。 者による勧誘としてよいかどうかは問題があるともいえよう。 迫ヲ加へ 同会の会員だけではなく、 致協力し団 ル ぬかもしれない。 ガ 検事による干渉ではなしに、 ナイザーを憲兵分隊に連行したが、 ル必要ハアル 士のものであれば床次内相が大正八年二月三日に「工場内ニ居ル人ガ申合セテャラウト云フ時ニ、 H ルト云フコトハ如何ナルモノデアラウカ、 これまで 体的行動に出ることを勧誘し、 ただし、 7 1 「帝国の模範工場」といわれてきた小石川砲兵工廠に同盟罷業がおこなわれ カト云フ考ノ実ハ持ツテ居」(3) すでに工廠より解雇されていた芳川、 非会員の工廠労働者も含まれていた。 出動したのは麹町憲兵分隊であった。憲兵は芳川、 六百余名が同盟罷業を行った。(4) 罷業の実をあげるよう訴えた。 この日朝、 ると述べていたところからすると治安警察法第十七条違反になら 或ハサウ云フ者ハ、 労働会委員その他多数が工廠前に並び、 いずれにしても、 新井らが同盟罷業の勧誘をしたのであれば、 同盟罷業への勧誘であるが同一工場内における労働 此箇条 労働会委員が同盟罷業を呼びかけた対象は (治安警察法第十七条 同盟罷業の呼び 窪田、 新井、 出勤する労働者に、 酒井ら二十一名の かけに対 た。 小石 中村註) 之ニ向 Ш 労働 内部 警察と ケテ圧 依 テ の

八月二十三日

箇所 いると、 三百人その他合計六千余人が罷業した。 砲兵木工場、 り追返された。 〔工同志の談話をさへ禁止〕したため大多数職工の憤激をかったのだと説明している。 廠 の通用門が午前四時半頃より五十余名の制私服憲兵、 の罷業は激化 その見出しにおいて簡潔に示し、 砲具機工場の全員二千五百人をはじめ、 か かる厳重な警戒は į 王子、 板橋支廠へも同盟罷業は波及した。 「温和なる職工にも反感を抱かしめ」、 新聞は六千もの労働者が罷業したのは 具体的には 小銃輪削工場半数の九百人、 「陸軍当局は一 六十余名の警官で固められ、 その状況は以下の通りである。 流の武断主義にて運動者の検束、 罷業者続出 「厳に過ぎた干渉と警戒」 小銃旋工場の七百人、 Ļ 労働会に関係ある者は門前 砲兵砲弾部, 本 廠 集会の禁止 は に原因 精器製造所 砲具旋 前 及 Ι. び

他方、

王子方面においては

しく解散を命ぜられたが、それでもなお二百余名が罷業した。 小石川労働会のオルガナイザーが王子の銃包、 火具、 火薬の三製造所に赴いたところ、 憲兵、 警官の警戒厳

八月二十四日

他方、 と記されているが、その結成会は瀧の川園の集会のことであろう。労友会は労働会と行動を共にするとしながらも、 決めた。なおこの日、 千名が罷業し、これに日曜日でもあり、公休を含め、廠内は五分の一程の就業で寥々たる状態であった。この日、 するには、それなりの理由があったからであろう。しかし、八月二十六日までの新聞には「危険状態」の具体的内容 それは小石川労働会の名の下に、小石川の労働者と王子、板橋の労働者が一緒に行動することが不自然であるから、 別組織を結成したのであるから、そこには労働会とは異なった独自性を多少主張したいところがあったのであろう。 働会は本伝寺に大会を開催する予定であったが早朝から憲兵、警官が厳重な警戒に当っていたため不可能となった。 文言を使用することがなかったが、板橋、王子の約千名の罷業を報ずるに当り、 のを含む文言と思われる。なぜならば、本廠で七千名の労働者が罷業をしても、 ここもまた休業同様であって刻々「危険状態」に陥りつつありと新聞は報じていた。危険状態とは同盟罷業以上のも(ミヒ) に現われてくることになろう。労友会が結成された段階においては、板橋、王子支廠において約千名の罷業者があり、 とも運動に取組むスタンスの問題から出たことなのか、この段階では不明であるが、今後の労友会の主張と行動の中 この日、 板橋だけを労友会としてくくってしまった方が便利ではないかという単なる地域性から出たことなのか、それ 板橋、王子支廠の労働者五百名は午前十時より瀧の川園に集会を開催し、 罷業はさらに深刻化し、板橋、 板橋、王子支廠の労働者の間に労友会が結成され、小石川労働会と行動を共にすることとした 王子支廠に労友会が結成された。 その事情は以下の通りである。 本廠労働者と共同行動をとることを 新聞は危険もしくは危険状態という 危険状態という文字を見出しに使用 本廠は七

本廠、

王子、

東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第17条 合いのための会場を借りようとしても断られるようになり、二十五日の大会も本伝寺、(3) 労働会の要求を全面的に拒否したことになる。 廠労働者の組合を公認しない、 る困苦欠乏にも堪へ我砲兵工廠職工は頑迷なる当局に対する一切の手段を尽すべし」ということを含む決議文を採択 ように陸軍省及び工廠側が力によって労働者側の要求を拒否しようとすれば、 またこの日、 八月十八日の陸相の 表は軍の首脳部から明確な返答を得ることができなかったのである。 面会できたのは筑紫兵器局長とであったが、局長は自分一個では裁量不可能という返答であった。 二十五日、 らば改めるとした。 労働会代表が八月十八日、 いう発言を言い逃れと思わせ、 陸軍省の罷業中の労働者に対する態度はさらに冷淡になり、 この日午後開催された小石川労働会第三回大会(伝通院)では、「此上は最後の手段として一斉に結束して如何 ここには労働会の固い決意を上回る焦燥感をうかがうことができる。なお、八月二十四日頃より労働者側は寄 条件つきで伝通院をようやく借受けることができた。 三度、訪問すると病気中ということで会えなかった。代って山梨陸軍次官に面会を求めたが拒絶され 板橋両支廠より「五百名に過」ぎず、「場内は例に依って私服憲兵警官の警戒何んとも物々」しかった。(※) 板橋支廠の一陸軍軍属は工廠の「内外を問わず労働問題を目的とする集会を禁ずる」と言明した。この 労働会代表が八月二十日、 「諸君の心情は善く了解してゐる」という返答からは予想もできない信義に反する結果である。 陸相と会談した時、 陸軍次官の面会拒否を敵前逃亡の卑劣な態度と推量させるものである。そして第二に 八時間労働は実行しない、労賃増給要求を容認できないと発表した。これは陸軍省 この陸軍省の発表は、第一に兵器局長の自分一個として裁量不可能と 再度、 陸相は労働者の気持も了解しており、 田中陸相を訪問した時、 労働者に対する干渉も甚だしくなり、 労働者は焦燥しだす。その事情は以下の通りである。 しかるにこの日、 労働者の態度も自然に反発し、 陸相は不在ということであった。八月 調査の上、 西信寺も干渉があって借りら 陸軍省新聞係は、 改める点があったな 要するに労働会代 大会に集まる者は 陸軍省は工 硬化

八月二十五

戒したという陸軍省発表があった。 ⁽²⁷⁾ また二十五日夜は板橋支廠方面において電力装置及び用水装置に危害を加えんとの風説専らなるため同夜は

八月二十六日

表した。この日朝、 賃を支給した。この日から罷工の中心は小石川より王子、板橋へ移動し、板橋方面は欠勤者頗る多し、と陸軍省も発(&) (&) 専ら」という「陸軍省発表」を伝えるのは『時事新報』だけであり、「桜川変電所の破壊計画」なるものを伝えるの 給水所附近を大警戒して幸難なきを得た、といら一記事がある。これは板橋支廠方面の電力装置及び用水装置に危害(ミシ) 水信一理事長が演説に移ろうとする時、臨場の王子署警官は屋外演説を理由に解散を命じた。ところでこの日午前 業を敢行した時でさえ、危険とか忌避すべきものという文言を使用しなかったが、板橋、王子方面の労働者が労友会 を加えんとするとの風説専らなりとした陸軍省発表と符合する。ここで、新聞は七千名の砲兵工廠の労働者が同 ため大体出勤し格別の騒ぎもなかったが、工廠側は「危険分子」の入場を阻むために欠勤日の多い職工には門前で工 は以下の通りである。小石川労働会の指導者十八名と岡警視総監の会談が行われた。この日、本廠は工金日であった する計画があるとされ、武装憲兵隊と警官が警戒にあたった。他方、本廠ではやや運動が鎮静化した。その間 のであろう。しかしながら、 ところ、それは労働者による「危害」「破壊」の風説があって、そのことを 念頭に「危険状態」の文字を 使用したも を独立させた頃から、この方面の労働者の状況を「危険状態」に陥りつつあると表現したことを想起したい。 王子、十条、板橋各廠の労働者が集会し、この方面の気勢は一段と上る中で、 『東京朝日新聞』 板橋、王子方面の労働者は桜川変電所の破壊を計画したため、武装憲兵隊と警察は右変電所と板橋火薬工場内 だけであって、『時事新報』は後者を伝えず、『東京朝日新聞』 瀧の川紅葉園において、王子、十条、板橋の労働者約六百名が集会を催した。小石川労働会の 風説は実態を表現しているかどうかは疑問である。なぜならば「危害を加えんとの風説 板橋, は前者を伝えず、『東京日日新聞 王子の労働者が変電所を爆破 察する 盟罷

隊へ同行を求められたまま検束を受けた。 (3) っているという理由から板橋支廠への警戒は厳しく、二十六日夜半、 は両者を伝えていないからである。 いずれにしても、 二十七日もまた欠勤者が多いと見込み、 同所労働者大嶋武雄、 碓氷啻之助が板橋憲兵分 さらに不穏の空気が漲

見を聞いてみる考えであるというと労働会代表たちは「此際宜しく頼むと云ふ、嘆願的態度であった」という。(%) ごとき型をとりながら、 働者はこれ以上国家に損失を与えないためにという大義名分により、矛を収めることができる。 から公正さに欠ける点があった。 に彼等の背後に煽動者がありはしないかと考えられる、というがごときことをあからさまに表わしては仲介は(3) 会側が嘆願的であったとしても、そのことを新聞にあからさまに暴露してしまり岡は仲介者として失格である。 かかる言葉であると同時に、引くに引けない立場に追いこまれていた労働者に救いの手を差し延べたことになる。 岡は労働会側に、 が岡警視総監である。二十六日午前十一時、 岡の国家の一大損失という一語は、官営工場で働き、尊皇国家主義を一本の柱とする労働会の労働者に重くのし 労働会指導者は当局者と会見の都度良く了解して帰りながら、再び運動を始めることがあるが、それは察する 板橋方面の労友会の動向が不穏視されている時、 岡は東京都下十六新聞社の一斉休刊に際しても、 柴田村主 清水政吉、 岡が公平であったならば同一の基準を田中義一 休業は「国家の一大損失」であるから成る可く速かに従業するよう奨め、労働会側も諒として帰っ(%) 五十嵐茂登喜、柏原雄三、藤正雄、 窪田和太郎、滑川健三、 実際は資本家の走り使いに終始したが、今回、 岡は労働会指導者の約束の不履行をもって労働会指導者の背後に煽動者がい 西川十進、 山梨陸軍次官を訪問した岡は、 清水信一、高橋源次郎の十八名を招き、 酒井恒次郎、 対立する労働者と資本家の間に立って仲介の労をとるか 小石川労働会と陸軍省との間の調停に乗り出そうとしたの 陸相にも当て嵌めなくてはならなかった。 大原武雄、 陸軍省と労働 同日午後五時から労働会の芳川徹会長 町田国重、 一者の間に立つにしても、 下村利一、新井文章、 罷業の経過を聞いた。 岡が陸相に会い、 陸相は労働 不可能 ると非 労働 の

を補充するように立ち廻っているところは、 治安警察法第十七条は抜かぬ太刀と公言しながら、 そうは言わない。 者側の要求はその後、 心情は了解している、 .の論理に従えば陸相の約束違反も、その背後に煽動者があるとしなくてはならぬはずである。 岡は間違いなく二個の異なった基準により発言していた。さらに内務省、そして岡警視総監自身が 全面的に拒否された。労働者はパンを求めたのにたいし、 調査の上改めるべき点があれば改め、 自主的に行動しているものとは思われない。もっとも、 砲兵工廠の同盟罷業においては時に憲兵隊に追従し、 労働者の意に協うようにすると約束した。 陸軍省は労働者に石を投げつけ しかし、 岡の意識の底に、 警視総 時に憲兵隊

自分は警視総監という立場上、

国家、陸軍省、

憲兵隊の側に組しなくてはならないというものがあるとすると、

う手続きをしているところを木村らが密かに事務所に通じたという理由で労働者の怒りをかったのである。 血塗れの侭辛りじて東門外に逃出し弾丸部職工吉田政治郎は茶碗を打ちつけられて前額部に重傷を負う等」という暴(※) 郎は胴上げとなり後頭部其他に負傷し塡薬部主任近藤三之助、 労働者は昼食時に食堂において集会をおこなったが、そこで、 小石川本廠の労働者は大体出勤し格別の騒ぎはなかった。 力行為が現われた。 しい雰囲気であった。こちらも工金日であったため労働者は大部分出勤したが、はとんど休業同様であった。 出勤する労働者に労友会オルガナイザーが団結・入会を訴え、これに対し警戒する憲兵隊五十余名が配備されて重苦 を約束しており、 いう者は仲介者になる資格ははじめからない。 王子労友会の労働者は管理監督者に暴力を振るい、 八月二十七日 またこの日は工金日でもあったことから「大体出勤」となった。 木村らが暴行を受けたのは、王子の銃包、 重軽傷を複数者に負わせた。 前日、 火薬の労働者約三百人が王子労友会へ入会しようとい 薬筴部の高橋六弥、 喊声が上り器物が投げられた。 労働会代表が岡警視総監との会見で二十七日の就業 他方、王子、板橋支廠では朝 この日は、 遠山曹長等は袋叩きに遭ひ近藤は 「弾丸部助役木村六十 以下の通り経過し 王子の か

なお八月

しか

るに

安達和、

清水政吉の三人を招き、

調停的意見を述べたが、

その内容が八時間労働

制の不可能、

賃上げも予算超過

小

岡警視総監から批判されることになる。

食堂における暴行事件の被害者であろう。 日に死亡した王子支廠の野崎助 役は労働者の袋叩きに あ つ た犠牲者とされているが、(4) この 野崎は多分、

王子支廠

に従業することを諒解して帰り これもまた解散を命じられた。 子警察署より解散命令を受けた。 者の立場を認めず、 だろう。 になっているという記者会見談は瀧の川集会で報告中の労働会代表の耳にはいまだ入っていなかっ 決行することを決めた。 労働者たちは、 者を出したのは誠に気の毒だと云って居る位だ」、 官と会見していた。 を依頼したことを報告したに違いない。 かぶれた者が、根底的思想からでない事をして居る様にも見える」ので、 の H 彼等は岡警視総監を信頼したからこそ調停を依頼したはずである。 いずれ耳に入り、 給料を受けとった王子、 井らから前日おこなわれた岡警視総監との会見の報告を受けた。 その後、 労働会代表の人格を軽視し、 会見後、 前日、 王子、 翌日には新聞でその談話を必ず読むだろう。 警視総監は、 んなが 板橋の各工場より代表委員を選出し、 芳川をはじめとする労働会代表が岡警視総監と会見し、 しかし紅葉寺における集会において王子、 労働者たちは止むなく附近の紅葉寺に再集合した。杉原会長の演説が始まるや否や 板橋の労働者約二千名が瀧 5 この日の夜、 翌日は芳川らが出席した王子、 かような報告会が行われた日の午前中、 陸軍は砲兵工廠の同盟罷業を「大問題視しては居ないし」「八九名の 蔑視すらしているからである。 昨日会った労働会代表も 石川区富坂署長代理池田監察官は、 の川紅葉園に集合し、 結束を固くすることを申し合せたが 板橋の集会が その時、 板橋支廠の労働者は二十 しかしながら警視総監と陸相 陸軍省も岡も二、三日、 「深い根柢が有り相にも無く」「労働 労働会指導者は岡に そうとは知らず、 労働会代表の胸中は穏 岡警視総監は陸軍大臣 小石川 同盟罷業を決定したことは 国家的 労働会の芳川 立場 田中 紅葉園に集会した たかもしれない から成る可く 亢 考えてみること 目 やか 陸 K 及び 同 相へ は ここで王 盟罷 共に ではな 清 陸 の 労働 安 次

小石川労働会の芳川会長

は中間 陸軍省、 穏のものありということで憲兵隊副官は安達に憲兵隊へ同行を求め、そこで検束された。以上、(※) たことをしめす。 不可能、 の は強権側の強硬化とその優勢が目に見えてきたため、中間にいた者が強者の側に情報を土産に擦りよる傾向が出 に立つことにより得ていた情報を強者に貢ぐものである。 憲兵隊、 来年度の予算編成期まで穏便に待てというものであったため不調となった。その際、 調停者であるはずの岡警視総監の労働者への蔑視、 警察が強い姿勢を示しだすと、対立する両者の中間に在る者が強い方へ擦り寄る。 他方、 労友会側の暴力は、 過激であればあるほど、 警察の取締りの強化、 王子支廠の管理監督者が謀者と看なされる行動に それは真の強さの表現ではなく、 憲兵隊の強引さが目立った。 総じて八月二十八日 安達はその発言に不 その時、 じつは弱さの 中間 出

3 同盟罷業(Ⅱ)

八月二十八日

表現であった。

王子、板橋支廠における同盟罷業の開始は一方において軍隊の出動・警備となり、 他方において王子支廠内の労友

名、そして板橋火薬製造所三百九十一名、 労働会の労働者に罷業を勧めようと午後二時には五百余名からなる労働者が隊伍を組み、 始した。王子火具製造所千六百八十一名、 岐点となった。 会の小石川労働会からの分離となった。この間の事情は以下の通りである。この日は 早朝より紅葉寺その他において集会を開き、 小石川砲兵工廠本廠は前日同様、 総欠勤数六千四百六十四名と新聞は伝えている。この方面の労働者は、(4) 同銃包製造所三千九百十三名、 平穏であったが、王子、 気勢を上げただけでなく、 技術課出張所三百四十二名、 板橋方面の労働者は予定通り同盟罷業を開 この日、 小石川砲兵工廠の同盟罷業の 平常の作業をしている小石 小石川労働会委員を激励 塡薬部百八十 Ш

るために労働会本部に繰込んだ。

午後六時頃の小石川労働会本部周辺には二千五百名の労働者が集合していたが、

態がここまできた以上、この局面は収拾できないからひとまず身を引く、と伝えた。岡は労働会代表に対しては時に態がここまできた以上、この局面は収拾できないからひとまず身を引く、と伝えた。岡は労働会代表に対しては時に と考えたところから生じた。 盟罷業という激しい闘いに疑問を抱く一部の労働者が、 時間において一 とし何れも本俸に繰入れる事、であった。これは小石川労働会第二回大会において決議された要求と比較すると労働 求ともいえる三箇条を決定し、 の間に妥協の道を模索しだした。この日午後三時半から開かれた労友会大会後の六十名から成る委員会では妥協的 共にしてきたが、 ように王子、 業の勧誘に応じない一名の労働者を多勢の労働者が殴打したとして勧誘運動中の六名の労働者が検束された。(ギノ 郎刑事課長が多数の刑事と共に六台の自動車に分乗し到着、 の門に陣を張った。警視庁より池田監察官、 ħ 導者を招き、 労働 い を始める形勢を整えた。この頃、 を五百名ずつ五組に分け、 同盟罷 に背いて一層罷業が拡大していることの不都合を責め、 者側に亀裂が生じると、 十時間労働を九時間とする事、 業が、 板橋支廠の労働者がほぼ全面的な同盟罷業を行う中にあって、一部の労働者は、 なるべく速かに罷業を止め就業するというのが八月二十六日の岡と労働会幹部との 時間の長時間労働であり、賃金もまた低いという点で後退していた。 その主張に相違があるから、 軍隊、 憲兵、 小石川砲兵工廠 警察そして警視庁高官と対峙している中で、労働者の戦線は分裂した。この分裂は 警察側は攻勢に転じる。まず第一に岡警視総監は芳川小石川労働会会長以下五 岡警視総監に調停を依頼することにした。 近衛歩兵第一連隊より三箇中隊の兵と憲兵隊及び王子署の警官約三百名が \equiv 石井高等課長が出張し、 へ向け進行し、 現時の手当十三銭を値上し男工廿七銭、 別行動をとるべきだという者も現われ、それらの労働者たちは当局と(8) 工廠当局との間に妥協を考え、 午後十一時になっても帰庁しなかった。この問 労働者の退社時間を待って同盟罷 静穏にしない場合には国法により処分されると論し、 ついで小石川砲兵工廠に出張していた正力松太 三箇条を要約すると、 かくて王子、 女工十五钱、 岡警視総監を仲介に立てよう 小石川労働会と歩調 業に加 間 板橋の労働者 の約束であっ 丁年未満十三銭 入させる勧 解雇 以上の 內支廠 人の 同盟罷 I たが、 0 の

復

時に脅し、

時に責任を追求した。

岡はまた新聞記者に対しては、

するならば法により取り締るより外に途がない、と語った。これは新しい見解である。これまで岡は同盟罷業に対 末 ものではなく官憲の圧迫が甚だしく、 ものと思われる。 南部少将をして罷業状態を視察させると共に、山梨次官、筑紫兵器局長、宮田工廠総理、 である。それにしても、この日一日、 ための往復の途上は警官が保護することを通告して廻った。警察による労働者と労働組合の隔離工作の公然たる展開 板橋署と王子分署の警官は二十八日、 は信頼関係は存在しなかった。警察の上級者が労働者を蔑み、取締りの対象と考えだしている時、その下級者である 労働会代表への露骨な不信感に対し、 であった。それが、ここへきて法により取り締るより外に途がないということは、治安当局の方針の変化を予告した 法により取り締るという言葉を用いたことがなかった。内務省の方針に従い、同盟罷業に対し警視庁はきわめて慎 次官と会見し、 午後六時半頃、 動者がいるためと思われるという固定観念をここでまた繰り返した。岡はつづけて、この上彼等が 同盟罷業をする労働者が治安当局の取締方針の変化を感知したかどうかは不明である。 その結果を新聞記者に公表し、「労働会にはなんら伝えなかった。 また罷業の拡大は 煽動による 左のような掲示を王子、板橋支廠附近の要所四十箇所に出し、 労働者を憤慨させたのである。」と語った。労働会指導部と岡警視総監との間 砲兵工廠の罷業は陸軍当局の予想を上回ったため当局は緊張した。その結果: 徹宵で管内の居住工廠労働者に対し戸別訪問し、二十九日からの出勤と出勤の 清水信一労働会理事長は直ちに應戦した。すなわち、 かつ労働者に通告した。 那須憲兵隊長らが協議した 警視総監は仲介のため陸 警視総監 騒擾を継 重

明二十九日以後に於て欠勤せんと欲する職工は其の都度欠勤の理由を届出づべし然らざる者は欠勤の翌々日之を解雇す 本日無届欠勤の職工は速に欠勤の理由を届出づべし若し本月三十一日迄に届出ざるときは同日限り之を解雇す

有

例の労働者が約束を反故にするのは外部に

初めて罷業し、七百二十名の労働者中六百四十名が欠勤、

罷業した労働者四百名が瀧の川公園で集会をした。

銃包部門からここへ来て運動していた旋盤工

同草間金次郎、

同緒方要太郎、

鉄包工橋本鶴吉

池

土

火薬製造所の罷業に警愕し、遽に高圧手段を講ずることとし、

く検挙するということを明らかにしたのである。 し総罷業を起さんとしていると考えられ、 く検挙する方針である、 陸軍は労働者の無届欠勤を不許可としたのみではなかった。 初めて法による取締りを示唆した。八月二十八日は陸軍、 なおこの日、 本廠労働者小長井亀之助、 と新聞は報じた。陸軍はここにおいて、必要とあらば治安警察法第十七条を適用して仮借な 警察はその場合、 岡警視総監もこの日、 三村弘他一 労働者の出勤を妨害する者は容赦なく拘引する、 名が馘首された。 場合によっては治安警察法第十七条を適用 警察から治安警察法第十七条の適用が示唆され 騒擾が継続するならばという条件の下では 労働会はこれに抗議し、 仮借な

八月二十九日

板橋の巡査四百四十名は労働者の家を訪問し、 この過程は以下の通りである。 は蝮ケ原、 した者は四百六十一名で、 の出勤を勧誘した。二十九日は未明より兵士六十名が王子、板橋、 十条会が組織され、 火具、火薬の労働者は瀧の川公園に集会協議した。板橋火薬製造所は前日まで静穏であったが、この 同盟罷業中止を決め、 東京砲兵工廠の労働者の組織は鮮明に分裂した。 前日同様約七千五百名(約半数は女子労働者) 前日、 共に九月一日より就業することを決議した。 板橋署及び王子署は徹宵、 出勤を慫慂したが、 管内の居住工廠労働者に対し戸別訪問し、二十九日 結局、これら三支廠において正式に欠勤届を提出 十条の各支廠の門を警戒し、 の労働者が休業した。 十条会は罷業中止を決め、 東京砲兵工廠の同盟罷業は終結した。 その上、 王子、 小石川 銃包の労働 富坂、 労働 会もま

の八名を王子署に拘引検束した。王子、

信管工小林仲次郎、

同篠金重、

弹丸工鈴木信義、

板橋、

十条の労働者の運動は、

如上の高揚だけが支配していたわけではない。

十条の労働者約一万人を代表する横田晃一、大嶋武次、

荒木直治外六名はこの日午前九時、

イキでないことを世間に発表すること、缶決議、 の労働者代表はその夜、委員会を開き、〇組合十条会を組織すること、 ではなく、 岡らしい忠告をした。十条の労働者代表はすでに抵抗精神を放棄していたから、 就職して時節を待て、と返答した。岡は陸相の言を労働者代表に伝えると同時に、 頭に立って努力してきた犠牲者を見捨て、第三に彼等自身の安全を放棄したのである。十条の労働者代表がここまで 戒者を「引出さざる事」という要求も放棄した。 解されるということでこれを削除した。十条労働者代表の要求は労働時間の短縮及び賃金の割増だけとなった。(55) 会の主張を後退させた三箇条を決議しこれを警視総監に提示するとしていたが、この日の朝、 ここでいう十条とは王子、板橋、 第一項には解雇者の無条件復職ということが要求されていたが、これを掲げている限り、 を削除し、 労働会が結成された時、その名において要求した労働組合の承認、 白九月一日より一斉に出勤すること、四今回の罷業は自己の意思表示が期せずして一致したものであってストラ 彼等の申出は忽ち陸相に伝達された。陸相は陸軍当局としては目下労働者の待遇改善を攻究中であるから静粛に 労働者全員に就業するよう岡に「斡旋を約」した。岡の忠告を守り、(60) 従って小石川労働会の要求をさらに後退させ、それを岡に渡し、陸相との仲介を依頼した。 落ちつく先きは誰にも見えてくる。 十条の三支廠を指すと思われる。そういう意味の十条の労働者は 等を決めた。 (61) 彼等は第一に労組を希望せず、 岡警視総監は積極的に仲介するであろうし、 解雇者の復職は放棄され、 ☆同盟罷業の成行きは岡警視総監を信任し一 岡の忠告を素直に 第二に労働者の待遇改善のために先 岡との約束を順守するために、十条 外部の煽動者に乗ぜられるな、 解雇された幹部の運動を誤 田中陸相も話に乗り易 前日の決議中の第一項 前日、 「諒承」しただけ 前 解雇者及び懲 日 小石川労働 「の決

った。すなわち、 小石川労働会もまたこの日、 芳川会長, 清水理事長、 同盟罷業を中止し九月一日から就業することを決定した。 安達幹事長の三人は、午前十一時半、 密かに原首相を訪問したが、 その経 過は 以下の 閣議中 心りであ

岡警視総監と会見した

した。 業の中止・就業を決定したが、小石川労働会敗北の原因は以下の点にあると思われる。 ら提携していくべく提議したが労友会側は絶対に行動を共にし難しとして拒絶した。 ひき続き委員会を開催した結果、 で今後の処置は総て委員に一任すること、 された小石川労働会の大会に臨み、 首相の袂に縋り其目的の貫徹を奏したい」と語った。首相官邸を辞去した芳川会長は、(②) を理由に面会できなか 既述の十条会を設立するのである。 ここに至るまでの過程において芳川労働会長は労友会に対し、 陸軍にこそ誠意がない、 止むなく午後二時に首相官邸を辞去した。その際、 同夜委員は各方面に奔走して、この決議を労働者に伝えた。小石川労働会もまた矛を収めることを決 った。 秘書官に窮状を訴え、 殊に岡総監の態度には腑に落ちぬ所がある、 多数の労働者の窮状を救うため、 五百人の参集者を前に首相及び警視総監訪問の顛末及び経過を報告した。 かくて小石川労働会はその組織は分裂し、その上に両組織共無条件で同盟罷 かつ爾今多数集合をしないことを決め、 なお首相に面会を求めたが、 芳川会長は「岡警視総監は、 要求の貫徹と否とを問わず、 両者は共通の目的をもって運動するので 吾々は決議事項の一 政務多忙を理 萬歳を三唱して解散した。 労友会はここに労働会か 午後四時頃、 吾々に誠意が 由に重ねて 九月一 部 分を撤 瀧 日 の より Щ 回 会を 楓園に ないと言 しても原 その後 就 その上

ころ、 司令官は二十九日に芳川会長以下労働会幹部約百名を検挙する予定であったが警視庁に本間 ルであった。 るような発言をした。 警視庁の意見により、 は軍隊の出動と憲兵隊による警戒は、 は陸軍当局の強い拒否である。 壁は厚く微動だにしなかった。 しかしそれ以後、 三十日に延びたという発言も洩れてきていたのかもしれない。(ほ) 最初の段階でこそ田中陸相は小石川労働会代表と会見し、 陸相は二度と会見に應じなかったし、 警官の警戒以上に同盟罷業の労働者を萎縮させる。 次官、 兵器局長の対應は徹底してク 石光憲兵司令官 主事を訪 その上に、 代表に希 協 議 たと か 中

隊としては事件勃発の当初から検挙する意嚮で警視庁とも交渉してきたが、

警視庁は「之を好まず遂々今廿九日まで

隊がこの日以後 が 頭馬頭のように啀がみ合った」という揶揄的記述があるが、(ほ) 牙を研いでいた憲兵隊はここで牙を剝き出すのである。状況は変化せざるを得ない。なお、ここで岡警視総監は憲兵 と"手ぬるい"と感じ、 の中にあって台頭する労働者への理解という点から取締りには慎重であった。二の足を踏む警視庁は憲兵隊から見る 及ぼすものという観点上、 庁側の呼吸は一致していなかったということである。憲兵隊側はこの同盟罷業を兵器製造、 何等の関係」もない、と語った。憲兵司令官、 のごとくいうが、 断断乎として事を決行する、 して居る筈」である、また憲兵隊がこの先「どれ程の大検挙をやろうとも夫は全く憲兵隊の自由で警視庁との間には れるような場合に限って検挙する方針を終始一貫してきた、 !あったかのごとき誤解をあたえる。両者は互角ではなく、 「大検挙」をすることもあり得ることを予測していたことを注意しておこう。 岡警視総監はこの同盟罷業については憲兵隊に一任し、何等干渉せず、ただ外部に煽動者でも現わ 治安警察法ではなく「知ラン無警察法」だと罵りたくもなり、 当初から取締りを考えていたようであるが、警視庁そして内務省は大正デモクラシーの と語った。 かように憲兵司令官は憲兵隊の検挙を警視庁がブレーキをかけ続けてきたか 警視総監の談話から判明することは、このあたりまでは憲兵側と警視 これは警視庁はあたかも憲兵隊と互角で争うほどの力量 憲兵隊が主導である。いずれにしても、 今後もこの方針を変えない、 あるいは「両者は仲の悪 「憲兵隊も夙に之れを諒 国防、 軍に対し悪影響を 同盟罷業に対し

投じ煽動誘惑を試みたりと認むべき者あり」、 たのも二十九日である。 の同盟罷業でも の発動を喚起するに躊躇するものにあらず」、 治安当局が変化した。川村警保局長は罷業の煽動者は厳しく処罰するという点に力を入れた談話を発表し 「縁も由縁もなき第三者にして労資問題解決の為なりといふが如き美名の下に自ら進んで職 談話には、 政府は同盟罷業を誘惑煽動する者に対しては治安警察法第十七条により 現にこの条項により「目下裁判進行中なる者尠から(ず)」、 煽動誘惑の事実明白になる時は断乎たる処置に出る方針である、 砲兵工廠 「司法

引張られた」、しかしこの同盟罷業は「兵器製造に大関係」あり、「国防にも影響」し、「軍隊にも悪い影響」

八月三十日

言書を提出した

それは抜かれ、鋭い斬れを示していることが誇示されている。憲兵司令官に劣らぬ威圧感を労働者にあたえる談話で った。従来、為政者は治安警察法第十七条は、抜かぬ太刀であることを強調してきたのであったが、ここではすでに(88)

と否とを問わず、九月一日より職場に復帰することを決定した。十条会が罷業を中止し、岡警視総監に仲介を依頼す ある。労働者は治安当局の明白な変化を感じたはずである。 に会見する十条会代表は王子・板橋からの汽車賃にも事欠き、夜中腰弁当で総監官邸まで歩く予定であったことから ることになったが、罷業中止の理由に「罷工の及ぼす所の惨害甚だしき」ことを総監に陳述していたこと並びに総監 第四は、 罷業のための準備不足と生活の困窮化を知ることができる。 同盟罷業をする労働者の生活の悪化である。労働会委員会は、多数労働者の窮状を救うため、 要求の貫徹

あっ^元た。 いずれにせよ、砲兵工廠の同盟罷業は八月二十九日夜、収拾の方向に決着がついた。 安達幹事長は富坂署に召喚され、警視庁池田監察官より縷々説諭を受け、帰宅を許されたのは三十日午前一時で しかし同日午後十時、 芳川

者に好意を寄せていた蔵原惟郭に説得され、両人は思いとどまったという一新聞の記事がある。芳川、 びに日蓮宗信者にして自称小石川労働会支持者である本多仙太郎に伴われ、午前十一時、 小石川労働会の芳川会長、 清水信一理事長がこの日払暁、 自殺を図ったが、事件を察知した衆議院議員にして労働 田中陸相に会見し、 清水は蔵原並

等の要求を迫るに及んで玆に同盟能業の結果を生じ帝国々防の械械製作に従事しつゝある吾等職工が僅少なる要求の為に国防の()。 りて是が貫徹を期すると共に労働者の為に吾等は身を犠牲にして当局に当らんとす。玆に於て吾等は会の結束の威力によりて吾 解決は光明にあり、 時代の大勢は吾人の要求せる処の曩に陸相に提出したる四ヶ条は、吾等生命のある限り極力主張しつゝあ

田両氏を介して国家を憂ふる余り血涙を呑んで天下の諸賢に公開す。八月卅日 欠陥を生ずるは 能下の赤子として豊忍びんや。 故に及んで吾等は決然国家の為に自決し無条件を以て陸軍大臣を信じ、 芳川哲、安達和、清水信

日は小石川砲兵工廠は精機製造所及び砲具工場が休業したが、他は就業しており、全体として静穏であった。王子、(元) ある。「一同感激して男泣きに泣き(中略)座に在るもの残らず此の報告に対し賛成の連署連判」をなした。なお三十ある。「一同感激して男泣きに泣き(ヤロン 働会幹部と田中陸相との会見報告会が、この日午後六時より行われた。蔵原、 にも広い度量の現われのように見えるから、素朴な労働者は忽ち感動する。事実、労働者は次のように感激した。 出している者、解職者についても真に改心の実あれば全員復職を認めると言明した。かかる陸軍当局の対應は、 べく復職せしめ、賃上げについては閣議に提出した、と言明した。また陸軍大臣官房は、欠勤者については欠勤届をでく復職せしめ、賃上げについては閣議に提出した、と言明した。また陸軍大臣官房は、欠勤者については欠勤届を 決定しているから、この日の全休業は就業の前の骨休みである。小石川砲兵工廠の同盟罷業は総じて軍配は高だかと 働会幹部が深く反省したものとし、そうである以上、自分も誠意を以て労働者のために尽す、馘首せる労働者は成る 労働会は尊皇国家主義の名を掲げ、その実、無条件降伏をしたのである。陸相は労働会の無条件降伏を以って、 板橋は欠勤者多数のため作業全部を休業した。しかし、労友会、十条会はすでに九月一日から就業することを 本田がその顛末を報告したその直後で か

時間も前の三十日午後二時には憲兵隊及び警視庁係官は砲兵工廠に出張し、 に引致していた。これを報道する新聞は、警視庁と憲兵隊が いても陸相及び陸相官房は寬恕溢れる言葉を用いて労働者を感泣させたが、 の行為を憎み、敵対者個人(敗者)を憎まずという美辞を並べながらその実、 この同盟罷業は陸軍側が勝利者で、 輪作工小長井亀之助、 三村弘、小銃組立工小竹茂三郎、 労働者側が敗北者である。 「活動を開始」という見出しを付けた。 新井文章、 戦いの結末が着くと、勝利者は常に、 小銃製造所の藤原清の五名を麹町憲兵分隊 敗北者個人を罰する。 同盟罷業煽動者乃至強要者の取調をおこ じつは陸相との会見報告会が行われる四 砲兵工廠罷業にお 警視庁と憲兵隊 敵対者

陸軍側に上っていた

石川労働会の報告会中、

陸相が約束違反した場合は政府との闘いを辞せずとの発言に対し、

力した蔵原、

本 田

血書の感謝をおくった。

一方、

惑煽動を検挙」する必要性については司法部内に充分諒解があるから調査の終了を待って「厳重に処断」する、(&) は確実に近づいたことを示す。 局長が、 警察法第十七条を適用すべきや否やを協議した。 警保局長は司法次官と 会見した後であると 思われるが、 による罷業指導者の追求はこれが手始めで、 者と闘ふを辞せず」と述べたが、その時、 同会はついで四時半より西信寺にて解決報告会を開催した。 午後零時半より王子紅葉園にて最後の集会を開催し、 太田黒検事正を召集、 小石川労働会及び十条会が無条件降伏した時、 したるは陸軍大臣を信頼したるに依る、 た 伏在する。 なお三十日正午、 絶叫した労働者が場外に引き出され六時頃解散した。 秩序の維持を使命とする憲兵隊はこれを許すはずがないという判断が新聞記者を支配していたものと思われる。 この発言の前日は、 芳川会長による罷業中における労働会幹部活動報告の後、 一夜明けると厳重に処断するという。 罷業者乃至は罷業の指導者に対し、 Ш 検事正の部屋へ平沼検事総長が顔を出す等があいつぎ、その中で砲兵工廠罷業事件につき治安 村警保局長が司法省に鈴木司法次官を訪問したのを皮切りに、 労働問題解決の美名の下に煽動誘惑を試みたと認むべき者を目下事実調査中と述べた警保 その中で指導者たちには敗戦処理の仕事が残っている。八月三十一日 今後大臣にして依然何等の救済策を実現せざる時は大臣 会場中の一労働者より「其の言葉を忘る」な」との声が 第二段階、 治安当局の言葉の急変は事態の緊迫を告げている。 岡警視総監は憲兵隊の「大検挙」を予測していたことは既述した。 軍政家としての田中義一 労友会(十条会)もまた三十一日午後幹部会を催した。 芳川会長, 第三段階と日を追って厳しくなるという見通しが この集会中、 報告会は蔵原による事件解決報告、 再び蔵原が登壇した。 蔵原惟郭、 小銃工場の坂井恒次郎は、 陸相は 本田仙太郎らが演説し、 「誠意」 同法次官は豊島司法省刑事局長 蔵原は をもって寛恕しようとして 今回 のみ 全員起立の 上り会場騒然とし 罷業指導者の検挙 労働会のために尽 二時半解散 1小石 ならず政府当局 無条件にて解決 見出 Ш 「悪性の誘 労働 iż L の裏 した 会は 勅

ところで小

その言葉を忘れるなと絶

叫

た労働者が会場より放逐されたが、

これは小石川労働会のこれ以後の行方を予告するものであった。

太郎は殴打共犯者として板橋分遣隊に収監された。九月十三日には数日前より東京憲兵隊並びに赤坂分隊にお(&) 清水政吉が収監、九月九日には王子銃包製造所薬莢部田村友太郎は罷業煽動者として、また板橋火薬製造所の中塚豊 令状が執行され、東京監獄に収監された。九月五日には麴町憲兵分隊において継続取調中であった労働会理事長清水(83) 罪により収監された者二十二名である。 朝から検事局により取調中であったが、十六日朝、 信一、小長井亀之助、小竹茂三郎の三名が治安警察法第十七条により収監、六日午前二時には新井文章、 働会員碓井唯之助、 十七条を執行し収監した。九月四日には、 から消える。罷業に関連する記事が新聞に現われるのは、 調中の三森政次郎、 外数名を取調べており、 日から板橋憲兵分隊において小石川労働会王子分会幹事五十嵐茂登嘉、大泉武雄、大熊明治郎、労友会幹事横 九月一日から労働会も十条会 (労友会) も通常の就業に復したため、 深沢宣徳、 町田藤三郎、 大島武次の三名は傷害罪、富沢幸四郎、岡田五六、村上長七の三名は治安警察法第十七条により 榎本勝次郎、山本政義が、東京監獄に収監された。芳川徹、安達和、 麹町憲兵分隊は三日朝以来、芳川徹、 福田藤吉、間見江福松外数名を召喚し、うち福田、酒井、 砲兵工廠の労働組合はその首脳部を失った。 板橋憲兵分遣隊に召喚されていた王子十条会長横田多門並びに十条会及労 芳川、安達の二名が収監された。治安警察法第十七条並びに傷害(%) 罷業の指導者が逮捕された時である。東京憲兵隊は、 清水信一、安達和、久保田益太郎、 砲兵工廠の同盟罷業に関する喧騒な記事は新聞 間見江の三名に治安警察法第 群司辰之助の三名が十三日 酒井恒次郎、 深江 いて 一由徳、 九月 田 堀 取

九月七日、

労働会、

十条会 (労友会) の幹部が収監される中で労組幹部は収監者とその家族の救済という問題につき協議

小石川労働会は午後二時より西信寺において代表委員会を開いた。

この会には芳川会長、

安達理事長以下

した。

64

んなところである

小石川本廠、 ついて提案し、 王子、 収監者に対する差入、弁護士十余名の依頼、 板橋、 十条各支廠の代表者三十六名が出席した。 会員の結束と組合の発達を期す等を決めて六時に散会し 芳川会長より此程来の検挙と今後の運 動方法に

を鳴らし、 金によって会を維持することとし、十日に神田青年会館において行われる本田仙太郎主催演説会は、 結を待って対策をとることに決した。 ぎ救済しなくてはならぬ、 の砲兵工廠事件に関する報告演説会が行われた。 人として出席し事件の顯末を述べることとし十一時解散した。九月十日夕六時半から神田 なく陸続幹部を検挙したのは吾人をペテンにかけたもので十分問責の必要があると共に、これまでの収監者 た。この委員会において、 小石川労働会の安達外十数名の最高幹部は九月九日夜六時から立憲労働会本部で緊急幹部会を開いた。 さきに砲兵工廠事件決解の際、 事後における幹部検挙は人権蹂躙であると獅子吼した。新聞紙上に見られる労働者収監に関する報道はこ(タタ) ということであった。これらの点に関し協議した結果、 運動資金五千円の基金がすでに寄附されたと公表された。 陸軍当局は労働者を絶対に解雇も処罰もしないと言明しながら、 なおさきに申出のあった五千円の寄附金は辞退し、 個 人の資格で出席した芳川、 安達は工廠事件に対する官憲の しばらく形勢観望の上、 今後は会員の清浄なる寄 ・青年会館にて本田 芳川、 罷 工解決後間 子 安達が に対し急 審 不 仙太郎 の 要件 の終 附

働者を「ペテン」にかけたとか、 歳と二歳の女児を抱えている上に臨月に近いが、 監者とその家族を具体的にいかなる方法により救済することになったかという点に関しても全く記されてい 府当局者と闘ふを辞せず」という声が起きたという記事はない。また闘う態勢が組まれた形跡もない。 新 収監者の家族が忽ち悲惨な生活に陥っているということに関しては記事がある。 は罷業終結後の小石川労働会の代表委員会あるいは最高幹部の会合についても報じている。 犠牲者の救済につき議論はあった。 家財道具を売払ってその日暮しをしている。 しかし、 陸相の約束違反に対し、 すなわち、 大泉武雄の一家七人の 問見江福 そこでは陸 陸相並び さらにまた収 松の妻 な は

た

糊

口は窮し

か弱

い一人の妹の腕にたよるしかない。

清水信一の妻はこの事件で離別し、

母親が一人、

清水の

身を案

月上旬、 導者であるわが子に対し、 じている。 をする。 「百二十人の向背如何で、 ら工廠までの往復の道を、 余裕があったとは思われない。 歩くことを本気で考えたことを想起すれば、 るとか、七人家族を養うのは女手一人というがごとく、 ような労働 丈夫にして同志の為に尽してお呉れ」と、 に困窮している労働者からは持続して安定的な寄附金を期待する方が無理であろう。 大手町までの電車賃を持合わせていないところを描いている。 一の小説 れない。 銃身矯正部百二十人位の職場は、 そのような熟練工にして第一次大戦中の好況期においてすら「家へ帰ると今度は直ぐに、 小石川砲兵工廠小銃製造所銃身矯正部の同盟罷業を煽動誘惑したとして大手町の憲兵隊に収監された新 建築場の煉瓦運び、 「友を売る」 大泉の母は しかし、 一者の日常生活の中からは 夜店を出しに行く者がある。 既述のごとく板橋、 というものがある。 「皆さまの為なら飽く迄やってお呉れ」といい、 小銃製造所にゐる四五千人の仕事は どうにでも出来る― 自分は飢えてもよい、 道と平行して走る電車に乗らず雨の日も雪の日も歩いて通勤していると小説中に描い お葬式の棺担ぎ ……」 さらに附加しておこう。 「清浄なる寄附金」 小銃製造所約四、 王子の労働者は岡警視総監へ陳情するための汽車賃がなく、 それぞれ収監されたわが子を励ましていると新聞は伝える。 その中に、 収監者の家庭は新聞に挙げられているものに近似することはあっても、 かと思ふと、 お前は同志の為に尽せ、という言葉は気高いものではあるが、 をしなくては生活ができないというありさまであった。 憲兵隊に呼び出される労働者三人中二人が小石川 時代はこの当時より約二年半程遡る。 かなり極端な困窮、 は持続して供給されないだろう。 五千人中で、 たまの休みにや、 砲兵工廠に十三年勤務する熟練労働者の新井は、 もっとも熟練者が集中している。 清水の母は 悲劇的な例を選び出し挙げてい 労働ブロ 「私は飢えてもよい、 さらにいえば、 つまり、 1 もっとも、 カ 1 0 彼等の咽喉を扼」 大正六 (一九一七) 処へ 売薬の袋貼りをする このような窮乏 行 夜中警視庁まで 新 労働 聞 (文京区) は離別 たゞ身体 したがって このよう たの 運 動の指 この して 并紀 であ 家 か

零回答の中で敗北的終結になりがちである。かかるその日暮しの労働者に、第一に清浄な寄附金を継続して期待する 状態であるからこそ、 ことが多分無理であり、 同盟罷業に突入しても背に腹はかえられず、早く職場へ復帰しなくてはならぬところから分裂、 第二に再び戦闘配置につこうという声が上がらない所以もまたここにあると思われる。

裏切られ、 要するに九月一日から労働者は職場に復帰した。彼等は再び陸相の温情溢るる言明に感泣した。そして再び陸相 運動の指導者は陸続と収監された。空文化していた治安警察法第十七条が完全に復活し、 猛威を奮う中に

前掲『日本労働年鑑 大正9年版』五三頁

あって労働者たちは形勢観望する小羊の群であった。

- 十一日)並びに前掲『日本労働年鑑 大正9年版』五七頁。 :昨日砲兵工廠の椿事= 「一万六千の造兵工/労賃値上の請願/聴かれずば罷業の意気/島田工場長に願書を手交」及び「四千の職工守衛と聞ふ」 / 退廠の際整列出門せずとて/守衛が職工を殴りしが原因」(共に『東京日日新聞』大正八年七月三
- $\frac{3}{4}$ 前掲『日本労働年鑑』四〇五頁。
- <u>5</u> 頁. 第二回大会は西信寺(約千二百名)、本伝寺(約六百名)とに別れて開催された (前掲『日本労働年鑑 大正9年版』七七
- 『昨夜更に三箇条決議」(『東京日日新聞』大正八年八月十九日)。

「本日、陸相に陳情せん/工廠側は強硬な態度を示す」(『東京日日新聞』大正八年八月十八日)。

- 7
- 8 「砲兵工廠職工側委員/陸相に陳情す/昨日大臣官邸にて/陸相を信頼して引取る」
- 9 註7と同じ
- 大正八年八月二十二日)。但し、大竹が役員であったということは、この新聞記事が初出 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』七八頁及び「職工の結束/愈々固く/憲兵警官の警戒/益々厳なり」(『東京日日新聞』
- (11)(12) 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』七八頁
- 会衆議院委員会議事録19』三六七頁。 第四十一回帝国議会衆議院予算委員第二分科(内務省所管) 会における片岡直温の質問に対する内相答弁 (前掲 『帝国議

- (14)「砲兵工廠の同盟罷業/昨朝六百名決行/検束されし者あり」(『東京日日新聞』大正八年八月二十三日)。
- (15) (16) 「六千の職工憤激して/工廠終に罷業す/厳に 過ぎ た干渉と警戒/今日本伝寺に大会開催/宮田提理陸相と長談/の 結果被検束者釈放」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十四日)。
- (17)「砲兵工廠を警戒する/憲兵と警官隊/昨日遂に二千余名欠勤す/王子 では 憲兵と 格闘」(『東京日日新聞』大正八年八月 二十四日)。但し、『東京朝日新聞』の「物々しき/警戒/板橋の職工も相呼応す」(大正八年八月二十四日)によると罷業者
- (18)「職工の態度強硬にて/工廠は休業同様/昨日終に七千名罷業/安価生活研究会の名目で/今朝更に伝通院に て 大会/陸 相に即答を求めん」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十五日)。
- (1) 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』七九頁。
- (2) 「板橋王子の/危険状態/憲兵巡査等/通路を擁す」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十六日)。 (21)(22) 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』八○頁及び「熱狂を極めたる/伝通院の大会/十二名の労働会幹部等/陸軍大臣

を訪問す/職工側も当局側も互に譲/らず形勢次第に険悪を加ふ」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十六日)。

- (23) 註22の『東京朝日新聞』記事。
- 「本日伝通院に大会/砲兵工廠龍業紛糾す/復た今朝陸相を訪ひ陳情せん/新 たに 交渉委員十四名を選定」(『東京日日新 大正八年八月二十五日)。
- 聞」大正八年八月二十六日)。 「伝通院を条件付で借りて/工廠職工の大会/終了後の協議に議論沸騰す/午前陸相を訪ふたが面会謝絶」 (『東京日日新
- 月二十六日)。 「一箇月に亘りて/未だ解決せず/砲兵工廠職工いよ~~不穏/王子板橋は本日大会を開 かん」(『時事新報』大正八年八
- (27) 「板橋に不穏の風説/廿五日夜は其筋の警戒厳重/◇板橋方面は欠勤者頗る 多し 陸軍省発表」(『時事新報』大正八年八 月二十七日夕刊)。
- (28) (29) 「小石川より王子板橋へ/罷工の中心が移動/=小石川工廠は寧ろ好成績/▽警戒すべき工金日の翌日」(『時事新報』 大正八年八月二十八日夕刊)。
- 30) 註27と同じ
- 「岡総監が調停す/砲兵工廠罷業問題/総監が陸相と会見して/円満解決の途を 講ぜん」(『東京日日新聞』大正八年八月

- (32)「憲兵武装し給水所と/変電所を護衛す/板橋王子の罷業職工/両所の破壊を計画す/技術課員 も遂に 罷業」(『東京朝日
- 新聞』大正八年八月二十七日)。 註28と同じ。

- (34)「岡総監が官邸に/工廠職工と会談/=昨日午後五時に委員十八名/▽従来の経過と 意見を 陳述す」(『時事新報』大正八 年八月二十七日)。
- (3)「労働会幹部を招いて/懇談した岡総監/本日は 更に 陸相に会/見して其意見を聴取」(『東京朝日新聞』大正八年八月二 十七日)。

/感情/=行き違ひらしい/…と…岡警視総監語」(『時事新報』大正八年八月二十七日)

37 右同及び註35 36

「問題の起りは、

- 物を投出す」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十八日)。 「板橋王子の罷業職工/形勢益々不穏/助役其他を胴上にし/主任負傷して逃出す/離野川紅葉園に大集会
- 出す」(『東京日日新聞』大正八年八月二十八日)。 日)及び『王子火具の職工/憲兵と大争闘/諜者を袋叩にし検束されしが/原因にて事務所を包囲攻撃す/=重軽傷者数名を 「七千人の職工/今日罷工せん/◇王子板橋の職工結束し/=組長三名に重傷を負す」(『時事新報』大正八年八月二十八
- $\widehat{40}$ 「袋叩に逢ひし/助役死す」(『東京日日新聞』大正八年八月三十一日)。
- 41 「大臣次官を/訪問した/=岡警視総監は語る」(『時事新報』大正八年八月二十八日夕刊)。
- $\widehat{42}$ の/懇諭成らず〉労働会の委員/憲兵隊に検束」(『東京日日新聞』大正八年八月二十八日)。 「断じて妥協を/為さず/富坂署に 於い て/=芳川会長声明す」(『時事新報』大正八年八月二十八日)及び「池田監察官
- 43 「工廠の同盟罷業に/遂に軍隊出動/形勢険悪欠勤六千五百/当局鎮撫の策尽きて/昨日検束六名を出す」(『東京朝日新 大正八年八月二十九日)。欠勤者数の合計が合致しない。
- 「六名の検束、本廠に迫れる/王子支廠職工」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十九日)。
- 九日)及び「両支廠の罷工/昨夜の形勢/無届欠勤者は解雇の貼出/職工側より新要求を提出」(『時事新報』大正八年八月一 「王子板橋両工廠の/物々しき警戒振/武装せる 兵士百名と/巡査三百万一に備ふ」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十

十九日)。

- 『正門に職工/六百名/=群衆して喧騒す/◇警戒も亦頗る厳」(『時事新報』大正八年八月二十九日)。
- は平田鉄次郎、 「本廠もまた動揺/出勤妨害は容赦なく/=拘引すると厳重警戒」(『時事新報』大正八年八月二十日)。なお検束されたの 加藤熊太郎、五十嵐儀作、池上甚、山岸守(以上、王子支廠)及び駒田栄太郎(小石川本廠)であった。
- 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』八一頁
- 50 49 「労友会の活動/労働会と分離」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十九日)。 「岡総監手を引く/=「事態甚だ悪化して来た」/と委員と会見後の総監語る」(『時事新報』大正八年八月二十九日)。
- 51 「岡総監/絶縁す/職工側誠意なし/この上は法の力」(『東京日日新聞』大正八年八月二十九日)。
- 52 53 「両警察分署が/徹宵勧誘/出勤工の保護/昨夜の召喚者」(右同紙)。 右同及び「岡総監手を引く/更に幹部を招いて/遂に処罰上の警告」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十九日)。
- 二十九日)。 「陸軍当局の/高圧手段/例の十七条を適用」(右同紙)及び「三個中隊/各要所を守る」(『東京日日新聞』大正八年八月
- 「本廠もまた動揺/◇出勤妨害は容赦なく/=拘引すると厳重警戒」(『時事新報』大正八年八月二十九日)。
- 八月三十日)。 「戸別の勧誘も効なく/罷業昨日も続く/委員等岡総監に陳情/総監より陸相に 決議を 伝達」(『東京日日新聞』大正八年
- 木信義、同横平庄五郎、同新井泰三、同草間金十郎、同鈴木敬一郎 (前掲註5 「戸別の勧誘も効なく云々)」。 八年八月三十日)。なお『東京日日新聞』によると拘引検束された 者は 旋盤工雪土富造、信管工小林仲次郎、同篠重金、 「大警戒の裡に/職工屈服せず/官憲は戸別訪問に/極力出勤を 促が す/◇罷業板橋火薬に及ぶ」(『東京朝日新聞』大正 圧延工坂田久郎 塡薬工小方養太郎の十名となっている
- (59)(60) 「岡総監は語る/委員等は当局の/意を諒とした」(『東京日日新聞』大正八年八月三十日)。 よれば第一項は「今回の解職者は無条件にて復職せしむると同時に今後解職者懲戒者を引出さざる事」とされていた。 **『多少譲歩して/総監に/斡旋方を依頼す/委員の総監訪問」(『時事新報』大正八年八月三十日夕刊)。なお、この記事に**
- 「明後日より就業/昨日の委員会で決定」(『東京日日新聞』大正八年八月三十日)。
- 月二十九日の原日記には芳川会長らが面会を求めていたという文字はない。この日、終日、原は多忙であったことは事実であ 「秘に首相を訪ふ/◇小石川の芳川労働会長等/=巧みに警官の眼を逃れて」(『時事新報』大正八年八月三十日夕刊)。八

「警保局長/は曰く/第十七条を適用」(右同紙)。

- 64 63 「憲兵と警視庁/意見の衝突/砲兵工廠罷業問題にて/憲兵司令官、 「両支廠漸く沈静/就業一日と決す/=総てを委員連に一任/◇警官側では拍子抜け」(『時事新報』大正八年八月三十日)。 昨日警視庁を/訪ひ本間主事と凝議す/労働会に検
- 挙の手」(『東京日日新聞』大正八年八月三十日)。
- (6) 「石光憲兵司令官/大決心を語る/警視庁は検挙尚早の意見」(右同紙)。
- (6) 「警視庁は/最初から/憲兵一任/岡警視総監談」(右同紙)。

68

- 67 ニジンスキー「をちこち」(『我等』大正八年十月号)。
- 69 「惨澹たる罷工/=警視庁迄の車代にも差支ふ/▽岡総監代表者と会見」(『時事新報』大正八年八月三十一日夕刊)。

「労働組合と罷工/煽動者処罰方針/(川村警保局長談)」(『時事新報』大正八年八月三十日)。

- 70 「工廠職工は/無条件出勤/田中陸相に一任/芳川会長、清水幹事長/自殺 せんと す/=明日より全部就業」(『東京日日 **『芳川、足立/召喚さる/今暁一時/富坂署に」(『東京朝日新聞』大正八年八月三十日)。**
- も記されていない。 新聞』大正八年八月三十一日)。但し、『東京朝日新聞』『時事新報』『労働年鑑』にも、芳川、 清水の自殺未遂については一字
- (72) 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』八三頁。
- (73) 註71と同じ。
- $\widehat{74}$ 「欠勤者解職者/全部復職/此上反抗者/は断然処分す/◇陸軍省秦中佐談」(『東京朝日新聞』大正八年八月三十一日)。
- 75 「男泣きに泣く/=報告演説悲壮を極む/本日正午王子にて労働大会」(『東京日日新聞』大正八年八月三十一日)
- 76 「静穏に帰した/本廠/昨日の就業状況/王子板橋は休業」(『東京朝日新聞』大正八年八月三十一日)。
- 77 『王子、十条、板橋も/明日から就業/これも 無条件にて/昨日も作業全部休み」(『東京日日新聞』大正八年八月三十一
- 78 「職工数名を/取調ぶ/警視庁と憲兵/隊活動を開始」(『東京日日新聞』大正八年八月三十一日)。
- 79 『煽動者検挙の密議/警保局長と司法次官と/平沼検事総長も打合はす」(『東京日日新聞』大正八年八月三十一日)。
- 81 「工廠職工の/解決報告/血書の感謝状/労働会幹部/の各所歴訪」(『東京朝日新聞』大正八年九月一日)。
- 四日)及び「労働会幹部危険/太田検事正徹宵取調」(同上紙)。 「砲兵工廠罷業首謀者」 / 今晓検事局へ / 検事数名麴町分隊に 出張/本日三名収監に 決定」(『東京日日新聞』 大正八年九月

- 月五日)。 「砲兵工廠職工/幹部六名収監/傷害罪と治安警察法適用す/芳川労働会長等は尚取調中」(『東京日日新聞』大正八年九
- 85 「小石川労働会の/幹部悉く収監/芳川足立の両名を除いて/検挙は之にて一段落」(『東京朝日新聞』 「清水理事長等/三名更に収監/砲兵工廠問題検挙の手」(『東京日日新聞』大正八年九月六日)。 大正八年九月六日)。
- 86 「工廠職工/二名収監/罷業煽動及び助役殴打にて」(『東京朝日新聞』大正八年九月十日)。

「又復三名/収監/砲兵工廠職工」(『東京朝日新聞』大正八年九月十四日)。

- 88 「芳川収監/安達と共に」(『東京朝日新聞』大正八年九月十七日)。
- 90 89 監者合計二十三名としている(『砲兵工廠問題で/芳川会長等収監/労働会の収監者廿三名に達し/家族等の生活惨鼻を極む』 (大正八年九月十五日号)。 「小石川労働会は/更に結束を固む/運動資金既に五千円/収監された幹部の差入/弁護士の依頼等に尽力」(『東京朝日 『東京日日新聞』によれば、上田直一郎が収監され(「罷業職工/十六名収監) /縊死風説は噓」(大正八年九月十二日)、収
- 91 「小石川労働会/善後協議/暫く形勢観望/◇立憲労働会の後援」(『東京朝日新聞』大正八年九月十日)。

新聞』大正八年九月八日)。

- 八年九月十一日)。 「騒乱の渦と化した/砲兵工廠事件報告会/芳川等は人権蹂躪を叫び/大杉一派盛に 気勢を 昂ぐ」(『東京朝日新聞』 大正
- 京朝日新聞』大正八年九月十五日)。 「芳川会長収監か/安達、郡司両幹事と/共に検事局に召喚/哀れ収監されし者の家族) /同志等救助方法を相談す」(『東
- 新井紀一「友を売る」(『中央公論』大正十一年七月十五日)は百十頁に及ぶ長篇力作である。

三 結 語

抜かぬ太刀であるから恐るるに足らぬとされてきた治安警察法第十七条が適用された。その理由を政府は次のよう

最近頻発する砲兵工廠その他における同盟罷業には頗る悪質なものがある、

これはまず安寧

に説明した。すなわち、

業を煽動誘惑するのは

「犯罪行為」であるから、

内からのものであれ、

外からのものであれ、

それに差をつける必要

東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第17条 者は ていた。 若しくは脅威が工場の外部から来る場合に適用されるが、 けて立ちはだか う。「眠っていても法は法」であった。 それがいったん覚醒した時、 すべく誘惑し、 権などは考慮すべきではないという考え方である。 前例なきことでもない、というものであった。司法官にとり遵守さるべきは法なのであって、男の約束や労働者の人 性質上「行政処分の如何をも考慮」し、「其必要を感じたもの」であって検挙の方針が変更したというものではなく、 るべき性質のものに非ず」「断乎たる所置」をとることにした。 者の為めに検挙を緩められたしとの希望があったようであるが、 それは「法の威信を保たんが為め」であるという。すなわち、陸軍においては事件が既に落着したのであるか という思想である。 秩序を危くするのみならず、 における同盟罷業もまた国家の大損失である、 抜かぬ太刀が抜かれただけではない。第二に治安警察法第十七条の適用範囲が拡大された。 「仮借なく検挙する方針を執り厳罰」に処する事に決定した、という。 政府は しかるに、 情勢が変われば方針を「一変」すればよい。為政者が負わねばならぬ責任は秩序の維持に対してである 若しくは同盟罷業をなす者又は公然誹毀する者に対しては「仮借なく厳罰」に処するは勿論な 「仮借なく検挙」するとし、 司法次官は、 豊島刑事局長は、 さらに軍需・公益方面の同盟罷業頻発は国家のために由由しき問題である、 事件落着後に司法当局が検挙に着手した点について説明した。 今後、「内外を問わず犯罪行為は凡て起訴する事」となったと述べた。 司法次官は 以上の見地から今後 また豊島司法省刑事局長は、 「断乎たる所置」といい、 内部におけるそれは適用の対象にならないと政 司法権発動の時期が 事件落着後であるのは 「神聖なる法の力の斯かる事によりて絶対に 「微温的取締方針を一変」し、 それ自体が持つ峻厳な法として労働者に牙を向 為政者は過去の誓約などに囚われ 他人を煽動し若しくは同盟罷 刑事局長は 従来、 「仮借 一言にしていえば 右条項に該当する 当該条項 なく厳罰」とい 一角が 民間製 事件 言明 枉げら ら労働 は 業をな 悩む 誘

の次であろう。

はないという考え方である。 同盟罷業の煽動者、

べく迅速かつ厳罰に処するということがポイントなのであって、十分事情を精査し寛厳宜しきを得るということは二 とならなかった実例があるから十分に事情を精察し寛厳宜しきを得しむるつもりだ、と語った。この発言では、 罷業の気勢が見える場合には、 なるべく「迅速に煽動者、誘惑者を起訴し厳罰に処すれば之を未然に防止」し大罷業 誘惑者には迅速に対応し、 厳罰に処すべし、 となった。豊島司法省刑事局長は、 なる

この変化は「首鼠両端の陋態笑ふ」べし、といって過せる問題ではない。 浅いということに直接つながることになる場合には、 であることは当然であるが、そのことが、為政者と国民との間の誓約を蔑ろにし、 政府当局者が国家社会の秩序維持に忠実であり、憲兵司令官が断断乎として国防を重視し、 国民の間に為政者への不信感が生じ、結局、 かつ国民の窮乏生活を考えること 司法官僚が法の遵守者 国家社会、

れるようになっただけではない。それは従来の解釈より拡大され、悪用もされかねないものとなったのであるから、 法第十七条について、法律として存在するが、政府はこれを適用しない、と言明してきていたが、それが単に適用さ

取締りを厳にし、大罷業を未然に防止することが重要である、ということであろう。政府は治安警察

「第十七条適用/微温的取締拋棄」(『東京日日新聞』大正八年九月七日)。

の根幹は弛むことになるだろう。

- 2 京日日新聞』大正八年九月十日)。 「法の威信を保つ為/砲兵工廠罷工検挙の方針/陸軍の希望は風馬牛/事件落着後で も検挙した/鈴木司法司官談」(『東
- 3 「十七条適用の実例/豊島司法省刑事局長の談」(『東京日日新聞』大正八年九月十日)。
- 4 「治安警察法 --法理論と実際」(『東京日日新聞』 大正八年九月十日社説)
- 後記 記して感謝の意を表するものである。 本稿は故川村泰之君 (昭和五十四年、 本塾政治学科卒) の御令妹川村順子氏よりの指定研究寄附金により成ったものであ

同盟